

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【公開番号】特開2019-188175(P2019-188175A)

【公開日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-044

【出願番号】特願2019-110350(P2019-110350)

【国際特許分類】

A 6 3 F 1/18 (2006.01)

【 F I 】

A 6 3 F 1/18

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月27日(2019.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技テーブルでRFIDタグが内蔵された遊技用代用貨幣を賭けて行われるゲームにおける不正を検知する不正検知システムであり、

前記遊技テーブルにおいて各ゲームの勝敗結果を判定する勝敗判定装置と、

前記遊技テーブルにおいて前記遊技用代用貨幣を保持するチップトレイと、

前記遊技テーブル上に置かれた前記遊技用代用貨幣を含む前記ゲームの状態を撮像して撮像データを生成する撮像装置と、

前記撮像装置が生成した前記撮像データを記録する記録装置と、

前記チップトレイに収容された遊技用代用貨幣の前記RFIDタグを読み取って読取結果を出力する読取装置と、

管理制御装置と、を備え、

前記管理制御装置は、

前記読取装置からの前記読取結果に基づいて、前記チップトレイにおける遊技用代用貨幣の総額を特定する第1チップ特定機能と、

前記撮像装置からの前記撮像データ又は前記読取装置からの前記読取結果に基づいて、前記遊技テーブル上の前記遊技用代用貨幣の位置と金額とを特定する第2チップ特定機能と、

前記勝敗判定装置から得た勝敗結果及び遊戯用代用貨幣の位置と金額と枚数の測定結果を用いて前記遊技テーブルにおけるカジノ側の収支計算を各ゲームごとに行う計算機能を備え、前記遊技テーブルにおけるカジノ側の収支計算結果とチップトレイにおける遊戯用代用貨幣の総額とを把握することで、各ゲームにおいて遊戯用代用貨幣の回収又は償還に不正やミスがあったことを判定する機能と、

を有し、

前記記録装置は、前記管理制御装置にて前記回収不正又は前記償還不正があると判定された当該ゲームを特定可能な方法で当該ゲームの前記撮像データを記録する、遊技用代用貨幣の管理システム。

【請求項2】

前記遊技テーブルで行われるゲームはパカラゲームであり、

前記勝敗判定装置はパカラゲームで使用するカード配布装置である、請求項1に記載の

遊技用代用貨幣の管理システム。

【請求項 3】

前記 R F I D は遊技用代用貨幣の製造時点で構成される、請求項 1 または 2 に記載の遊技用代用貨幣の管理システム。

【請求項 4】

遊技テーブルで用いられる、I D が付された遊技用代用貨幣を管理する管理システムであり、

前記遊技テーブルにおいて各ゲームの勝敗結果を判定する勝敗判定装置と、

ディーラの前記遊技用代用貨幣を保管するチップトレイと、

前記遊技テーブル上に置かれた前記遊技用代用貨幣を撮像するカメラ装置と、

前記カメラ装置の撮像結果を分析することで、前記遊技用代用貨幣が少なくとも前記遊技テーブルのプレイヤー、バンカ、タイを含む各ベットエリアのいずれに置かれたかを判定する画像分析装置と、

前記遊技テーブル上の前記遊技用代用貨幣の前記 I D を読み取ることで、前記ベットエリアに置かれた前記遊技用代用貨幣の種類及び枚数を判定する第 1 の読取装置と、

前記チップトレイ内の前記遊技用代用貨幣の前記 I D を読み取ることで、チップトレイ内の前記遊技用代用貨幣の総額を判定する第 2 の読取装置と、

前記勝敗判定装置が判定した前記勝敗結果、前記画像分析装置及び前記第 1 の読取装置を用いて判定された、どの種類の前記遊技用代用貨幣を前記ベットエリアのプレイヤー、バンカ、タイのいずれに何枚賭けたかの情報、及び前記第 2 の読取装置が判定した、ゲームの清算前後の前記チップトレイにおける前記遊技用代用貨幣の総額に基づいて、不正やミスを検知する制御装置と、

を備えた、遊技用代用貨幣の管理システム。

【請求項 5】

前記遊技テーブルで行われるゲームはパカラゲームであり、

前記勝敗判定装置はパカラゲームで使用するカード配布装置である、請求項 4 に記載の遊技用代用貨幣の管理システム。

【請求項 6】

前記 R F I D は遊技用代用貨幣の製造時点で構成される、請求項 4 または 5 に記載の遊技用代用貨幣の管理システム。